

全 仏



No. 371

1991. 9



霊峰富士に祈る (身延山・思親閣)

—撮影 Don Farber



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

仏

靖国神社公式参拝中止を要請

本年度も、内閣総理大臣に対して「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止」を要請することが決まり、去る七月二十三日、左記のような要請書が提出された。

これは、本会が過去十回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（安原晃委員長）が、理事長に答申したものである。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝

中止の要請

本会は、過去十回にわたり、「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志表明を行ってきました。現在の靖国神社が、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これらの憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、もう一

度思い起こしたいと思えます。

戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものでありましょう。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、強く要請いたします。

一九九一年七月二十三日

財団法人 全日本仏教会

理事長 白川 良純

内閣総理大臣

海部 俊樹 殿

文化財保護の要望書を提出

本会では、仏教文化財の保護を積極的に進めるため、左記のような「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書」を、去る七月二十六日、白川良純全仏理事長名で、自由民主党文教部会、文教制度調査会、文教局へ提出した。

国宝、重要文化財の保護対策

の充実についての要望書

国宝、重要文化財は、我が国の歴史・文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化遺産であり、永く子孫に伝えていかなければなりません。

私ども所有者は、その自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。

ついては、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のような各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望します。

記

一、国宝、重要文化財の修理・管理・防災

二、伝統的建造物群の整備

三、文化財保護施設の整備

四、伝統技術の保存・振興

仏旗

- 仏旗（大） たて140 cm よこ210 cm 四五、〇〇〇円
- 仏旗（中） たて90 cm よこ135 cm 一七、〇〇〇円
- 仏旗（小） たて70 cm よこ100 cm 一三、〇〇〇円
- 手旗 たて35 cm よこ50 cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90 cm よこ135 cm 一〇、〇〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

第十三回「業・旃陀羅問題」研究会

日蓮宗と同和推進十年の歩み

日蓮宗現代宗教研究所顧問 長谷川 正徳

本会の同和委員会が主催する、「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る八月七日午後一時から、真宗大谷派宗務所会議室で開催された。

十三回目を迎えたこの研究会だが、今回からは各宗の同和委員自身が、それぞれの宗派の取り組みを報告することとなり、当日は日蓮宗現代宗教研究所顧問の長谷川正徳師と曹洞宗人権擁護推進本部事務局長の伊東俊彦師から、発表が行われた。

長谷川師は、要旨次のような発表を行った。(伊東師の発表は次号で掲載の予定)

我々にとっては、一乗妙法という統一的真理のもと、存在するものの一如平等を説く法華経の教えからいって、部活問題をよく学習し、その差別撤廃にむかって実動することは、現代における重要な宗教的使命の一つであるとともに、それこそ自己の信仰をより強盛なものとする道でもあるといわなければならない。

しかしこの認識は日蓮宗内に十分に徹底したものとはなっておらず、従って活発な実動

をよぶものとはなっていないことを遺憾とせざるを得ない。

去る昭和五十八年の定期宗会において、日蓮宗は同和推進の件を決議した。そこで全ての人間の平等と尊厳のため、同和問題を強く推進するとうたいあげたが、実務機能的に対応するための機関などは作られなかった。

宗務当局は昭和五十七年、差別とみられる戒名、墓石、過去帳、文書、儀式作法などの調査を行った。さらに宗会決議を受けて、昭和五十八年に同じ項目で二回目の調査を行った。ところが回収率も低く、判然とした調査結果はみられなかった。そこで平成元年度に第三回目の調査を実施。数件の問題と思考される墓石、戒名の報告があったので、目下実地調査中である。

日蓮宗現代宗教研究所においては、研究、調査の重要対象として同和問題を取り上げ、研究と実動のための諸種の文献や参考書などを整備し、充実のため努力している。

昭和六十二年度に、宗務院内に日蓮宗人権問題対策会議が編成され、現代宗教研究所、

教務部、総合企画部と連携して「人権会議」を運営し、同和問題を中心とする人権問題全てに対処を開始して今日に至っている。

この人権問題対策会議の最初の仕事として、「人権シリーズ」の刊行があり、「人間の尊厳と法華思想」、「部落解放への道」が、すでに全住職、教師の手に配布ずみとなっている。

さらに日蓮宗は昭和六十年、教学に関する重要事項の審議決定や、教学研究に関する企画立案及び指導を任務とする「勸学院」なる機関を設置した。この勸学院で、宗務総長の諮問を受け、目下、法華経にみられる旃陀羅蔑視や、断章的に指摘される差別的表現の問題、業の問題等が学問的に研究、論議が開始され、進行している。

また勸学院は年一回東京で中央教学研究会を開いているが、毎年同和・人権問題の講座を開設している。また十宗務区で地方教学研究会を持つが、ここでも同和問題の講座は重要講義の一つとなって定着している。

なお、平成三年度より、宗内の全ての教育機関、研修会などで同和教育を実施することとなり、去る七月十九日、宗務院全職員による研修が手始めに開催された。信行道場、布教研修所、宗立学寮、布教院等に逐次同和問題講座が開設されてゆくこととなっている。

法人運営に関する 諸問題のアンケート

— 中 間 発 表 —

本会税務委員会では、加盟各道府県仏教会を対象に、「法人運営に関する諸問題のアンケート」を行った。本アンケートは、最近の社会情勢の変化に伴い、法人運営にも新たな問題が惹起して来ている事が予想され、委員会ではこれらの問題もふまえ、今後の税務対策の一助とするように行われたものである。去る六月二十八日に、本年度の第一回税務委員会が明照会館会議室で開催され、次のようなアンケート集計の中間発表が行われた。

※アンケート配布先

本会加盟各道府県仏教会 三十五仏教会

※アンケート回答仏教会 十四仏教会

I、県仏独自の税務対策がありましたらコピーしてご送付下さい。

①二つの市仏教会は、全寺院が法人会に加わっており、年間四〜五回の研究会・勉強会・講習会・説明会を実施している。県仏独自としては無い。

②県仏としては税務委員会を作る予定だが、各市仏等では税務委員会が構成され対策をしている。

③県仏の継続事業の一環として、顧問税理士に委嘱して、個別指導している。また、税務講習会を開催している。

④『会報』に仏教会会員の税理士及び弁護士を紹介している。

⑤年度総会に国税局の専門官を招いて、宗教学法の税務に関する実務講習を二年に一度程度開催している。

⑥税務委員会という組織を作ったが、対策は無い。

II、税務当局よりの照会書、調査書、お尋ね文書等がありましたらコピーしてご送付下さい。

①コピーすることは許されなかったが、調査用紙へ、調査開始と同時に年間の葬儀数・収入、法事の数・収入、付届け総収入、その他すべて年間収入の総計を記入させられ、直ちに回収されたが、突然の事で苦心した。どのように回答を出すか態度を調べられた様子である。

②毎年会計報告を求められ、総代責任役員
の認印を要求される。

③税の説明会を毎年十二月中旬に行う通知のみである。

III、税務調査に関して納得のいかなかった点やトラブルがありましたら具体的にお知らせ下さい。

①調査初日「現在現金はいくらあるか」と尋ねられ、返事したら、「お金のある場所へ案内してほしい」と言われ、すぐ案内したら、近くの物をいろいろ指摘され、引出しを一つ総て中身を調べられた。立ち入り調査は、地方税務の調査で許されるのでしょうか。古い通帳、保険証書などが全部入れてありました。小さなメモまで一応記録して行きました。

②駐車場からの利益から、代表役員の給料を5%以上は不可という事には納得出来ない。檀施が少して、公益から30%は多いと言う事で追税された。

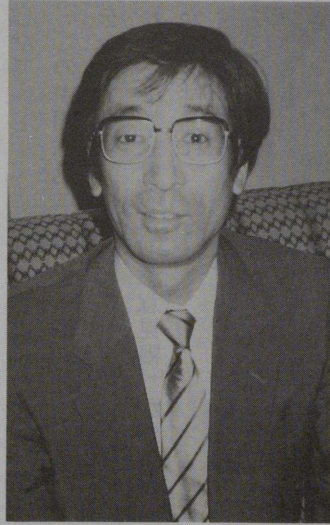
③宗教法人の行事において、檀信徒から寄付を求めた時、宗教法人から出した金についても寄付行為とし、個人所得と認めるとの回答有り、納得いかない。

④過去帳の問題が有るようです。税務調査官言く、「過去帳より帳面を見た方が早く調査が出来る」とのこと。

⑤まだ当県では、過去帳閲覧を要求するところもあり、また、法人通帳へ課税されている。

税務調査の現況

長谷川顧問弁護士に聞く



—アンケート(前頁)をご覧になって、どんなことを感じられましたか。

「お寺に対する税務調査・指導の強化が始まって、もう十年になるわけですが、各寺院の税務当局への対応のやり方があまり進んでいない、少なくとも目に見える形では、変化していないような気がします。しかしこれは、都道府県仏教会の単位で、税務当局とやり合うことの困難さを、物語っているのかもしれない」

—最近の税務調査の現場で、何か新しい問題が発生したということがありますか。

「小規模住宅に土地を貸す場合、地代が固定資産税と都市計画税の合計の三倍以内だと、

法人税がかからない、つまり収益事業とみなされないという特例がありますね。三年前、東京都は条例で都市計画税の税率を下げたわけです。ただこれは一時的な措置だと考えられましたので、改正前の税率の三倍以内の地代だったら、収益事業に当たらないという説明をしてきました。税務署の多くも、当時は混乱が予想されたため、それでいいということになったわけです。

ところがその後、国税庁は、実際の税率で計算して三倍以内でなければならぬ、という統一見解をきめたようです。

一方、東京都は、この都市計画税の軽減措置をさらに延長することにしました。そこで今後は、税務調査を受けた時点で、地代が現行税率の三倍を超えていると、課税される可能性が出てきました。

そこで私の個人的な見解ですが、もし三倍を超えそうなお寺であれば、地代を値下げしたほうがいいと思います。現状のままにしておきますと、地域によっては、お寺に入る地代が、税金分だけマイナスになってしまうケ

—スも考えられます。

—その他、何かございませんか。

「最近、税務当局は、航空写真を使って特に建物の新築などに目を光らせています。あのお寺では、茶室を建てたところ、これは宗教施設でないという理由で、建物と境内地に固定資産税がかけられそうになりました。お寺の茶室は明らかに宗教施設です。そこで異義申し立てを行い、これが認められました」

—土地に関する法律は、近い将来、改正されるという話も聞きましたが。

「借家借地法の改正案が、現在、国会で審議中で、まもなく通過すると思います。そこで、これから新たに土地を貸そうとお考えのお寺は、法律が改正された後のほうが、有利だと思います」

—住職に対する退職金は、現金でなく、例えば、宗教学者の土地を個人名義に書き替えるなどという方法で支払うことはできますか。

「それは可能です。その土地の価格に見合う金額に対し、現金の場合と同じ率で税金はかかりますが」

—最近刊行された「だれでもできるお寺の経理」の反応はいかがでしょうか。

「おかげ様で、順調に売れているようです。まだまだ、儲けが出るほどではないようですが」

脳死臨調の中間意見に思う

②

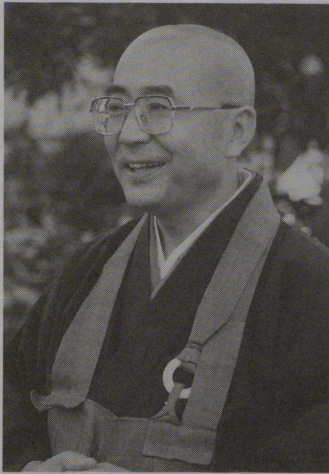
仏教の生命観は心身一如論

駒沢大学講師 曹洞宗教化研修所講師 中野東禅

「臨調脳死及び臓器移植調査会中間意見」

とその「別添意見書」（いわゆる少数意見）の全文を読んだ。また、これに伴う各界有識者の感想を新聞紙上に、あるいは雑誌上に発表されたものを読んだ。その上でいくつかの点について考えてみよう。（資料は『医療九一』八月号 メディカルフレンド社刊を主とした）

この中間意見は全体を六章に分け、その中を全体で一九節に分けている。その他に、いわゆる少数意見の「別添意見書」が一二項に分けて付されている。



中野 東禅師

内容は、この問題のもつ全体像を混乱なく整理している点では努力がよくわかる。紙面の都合上、その中で重要な認識をとりあげて考えてみよう。

一、重要な問題点の指摘

1 脳死・臓器移植は医療技術の先端で生じたものである。（旧来の医療では生じえないことであり、一般的なことではなく、同時に人間の欲求が作り出してしまったのであることを忘れてはならないという点をたしかめている文章といえる）

2 脳死の発生と、臓器移植の要求の発生

とは本来別々のものだったはずだが、移植以外に救いようがない患者の治療という人道上の理由からむすびついたものである。（脳死者の臓器をとられるとか、医師の権威が強要するとか、臓器をほしいために強引に脳死にしようとしているとかいった不安や不信に対して、その根底が人道的なところからはじまったのであって、医療者も患者・家族もその

原点にもどることを求めているように読める）

3 （死とは何かについて生物学的にも哲学的にも信仰習俗的にも、多様な論議がなされた跡がよくまとめられた上で）社会的な死と医学的死が議論されたが、人の死の基本は「医学的死・生物学的的死」にある。

4 死の制定について、脳死と心・肺・脳の三徴候死との二つの概念から併用が生じることになるように論議されるが、脳死状態は全死亡率の1%のみであり、大多数は従来通りの三徴候死である。

5 脳死も三徴候死も「ヒト」としての有機的統合体の蘇生能力の不可逆的喪失点をどこにみるかということである。

6 脳死判定を誤ることへの危惧（不信感）に対して、竹内基準の厳格な運用と医療体制の確立があれば確実なものである。

7 脳死段階での臓器提供（摘出）についてはあくまでも本人の意志を基本とすべきである。

多くの問題点のうちからとくに中心的なものについて趣旨をまとめてみると以上のようなことになる。

二、死を受容する手続き

人間が死を納得するということは困難なことであり、それなりの条件が必要である。

A 死とは何かと言ったら、仏教的には縁

起・無常・無我なる生命現象ということになる。それは人間のご都合(我)を超えたもの(無為)である。

B その「無為なる命の事実」を「有為なる観念」が受容することが、人間にとつての死の受容だということになる。

C 有為が無為を受容するためにはそれなりの手続きというか装置が必要である。

人為を超えた死という事実を受容するためには人為を超えたところの人間のあり方が必要である。それは正義や信頼や愛である。よりよき死とは天寿を全うし、闘病の末に充分な看護によつて納得され、自然の摂理として承認されたときである。それに対して納得しかねる死とは不条理な非正義な死に方、家族間や医療者と患者家族との間の不信や憎しみ、看護における不実の疑い、患者家族の尊厳を否定されるなどのことがあったときなどである。

しかも、この構造は日本人の態度の基本と関係している。被害者の死のうけとめ方は負い目とむすびついて恐怖霊の方向へ傾きやすいという点である。

この視点から脳死問題を見ると、脳死・臓器移植というような生命観のゆらぎのときには人の環境によつて態度は異なってくる事がわかる。

和田心臓移植以来の医師不信は回復していない。したがつてこの問題を解決するための条件整備には信頼の形成を重視すべきである。信頼の形成には、脳死判定や、証拠の保全、臓器センター、医療費補助のあり方、法の整備、機構の整備など具体的形で信頼を築き上げる努力が示されなければならない。(勝島次郎氏の七月二十九日朝日新聞掲載見解などはこの点についている)

小数意見は、一つは人権・医療上から権力構造への不信であり、もう一つは人間の生命の統合機能を脳にのみ認める近代的合理主義は人の死ではない、とする主張となっている。

仏教の生命観は縁起観で、四大縁起や、五蘊縁起・命根(寿・煖・識の縁起)などに代表される。その特徴は心身一如論である。ここでは生命の縁起の始源をどこかに求めると、業風とか、識の種子とか、中有といった方向へ行く。それに対して、今・ここで・自己が主体的に完全燃焼(解脱)したら過去や未来に根拠を求めの必要がないという態度になる。この態度を支えるものは信頼である。生命の根拠を対象化する態度は充足していない場合に多いといえる。

三徴候も「不帰」の点であつて完全な死ではない。脳死は機械が介入した上での脳の壊死という生命の自然な現象による不帰の点を

認めることである。どちらも死につつある経過の中で不帰の点を設定することである。

そこで中間意見を深読みすれば、①技術的に生じた不透明な死という状況と、②人道上からつながつた問題と、③不帰の点における現代的状況に対応した智慧の必要と、④臓器の提供は本人の意志によるという四つをつなぐ形で、この新たな状況に対する国民の主体的選択と、人間としてどう行動するか一人ひとりの智慧を問うているように見えるのである。そうした状況への心の迷いは小数意見が脳死に反対しながら移植に賛成するという矛盾にすでに表われているといえる。

一九九二年版

全仏手帳

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14cm

定価 七〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七―四

全日本仏教会

「全仏手帳係」係

福岡県仏総会開催

全仏九州大会を審議

福岡県仏教連合会（黒田英之会長）の平成三年度定期総会が、去る七月二十日午後三時から、福岡市のホテル日航福岡で開催された。福岡県では、平正四年に第三十五回全日本仏教徒会議九州大会の開催が予定されており、その打ち合わせのため、本会からも石上事務総長、野生司社会部長、町田社会部次長が出席した。

総会は、県内各地から約九十名が出席、黒



開かれた福岡県仏総会

田会長導師のもと全員で三帰依文唱和にはじまり、黒田会長、石上事務総長の挨拶について、議事に入った。活発な審議の後、上程された議案はすべて承認され、最後に九州大会の議事に入り、大会は次のような日程で開催される予定になった。

- ①日時 平成四年九月中旬
- ②会場 北九州市・厚生年金ホール
- ③レセプション会場 福岡市・ホテル日航福岡

④基調講演講師 参議院議員・矢代英太氏
 なお、第三十五回大会は九州大会ということで、九州における県仏教会が未組織の県にも、組織強化並びに大会への参加を働きかけることになっており、総会には宮崎県から関係者が二名オブザーバーとして出席していた。大会の具体的な日程等は、決定しだい本誌上で紹介する予定です。

事務局長録事

—八月—

二日 ルンビニー委員会正副委員長会議

哀 悼

- 四日 宗教サミット四周年記念式典出席
 - 七日 同和委員会・同和研究会
 - 八日 局内会議
 - 法律相談室
 - 二十二～二十三日 囲碁大会
 - 二十八日 事務担当者連絡委員会
 - 二十九日 宗教法制研究会出席
- 芝原 郷音（元全仏常務理事）
 七月十六日、七十八歳で遷化
 元浄土真宗本願寺派総務
 元本願寺築地別院輪番

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9（地下鉄田原町駅前）

電話 代表 (3841) 4 9 6 5